

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第8号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金67万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年7月12日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年5月11日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所JASDAQ市場（以下「JASDAQ市場」という。）に上場されている株式会社ウェッジホールディングス（以下「ウェッジホールディングス」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成27年5月28日午前9時42分頃から同日午前11時15分頃までの間及び同年6月8日午前9時51分頃から同日午前11時6分頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計4万800株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計3万2000株を買い付ける一方、同株式合計3万2000株を売り付け、
- (2) 東京証券取引所市場第二部（以下「東証第二部」という。）に上場されている昭和ホールディングス株式会社（以下「昭和ホールディングス」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成27年5月28日午前9時44分頃から同日午前10時19分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計17万4200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計12万5300株を買い付ける一方、同株式合計12万5300株を売り付け、
- (3) JASDAQ市場に上場されている株式会社ヤマノホールディングス（以下「ヤマノホールディングス」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成27年5月28日午前10時42分頃から同日午前10時47分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社及びD証券株式会社を介し、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計9000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計3万1700株を買い付ける一方、同株式合計3万1700株を売り付け、
- (4) JASDAQ市場に上場されている株式会社ブロードバンドタワー（以下「ブロードバンドタワー」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成27年6月1日午前10時43分頃から同日午前11時21分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計1万9800株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万

- 6300株を買い付ける一方、同株式合計1万6300株を売り付け、
- (5) JASDAQ市場に上場されている株式会社オートウェーブ（以下「オートウェーブ」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成27年6月10日午前9時32分頃から同日午前9時49分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計5万5700株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計2万3900株を買い付ける一方、同株式合計2万3900株を売り付け、
- (6) 東証第二部に上場されている株式会社さいか屋（以下「さいか屋」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成27年7月16日午前9時7分頃から同日午前9時9分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社を介し、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計5万8000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万5000株を買い付ける一方、同株式合計1万5000株を売り付け、
- (7) JASDAQ市場に上場されている株式会社フォーバル・リアルストレート（以下「FRS」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成27年7月16日午後0時40分頃から同日午後1時23分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計6万1600株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万4700株を買い付ける一方、同株式合計4万4700株を売り付け、
- もって、ウェッジホールディングス、昭和ホールディングス、ヤマノホールディングス、ブロードバンドタワー、オートウェーブ、さいか屋及びFRSの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

## 違反行為状況

### 1. ウェッジホールディングス

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
期間A 平成27年5月28日 午前9時42分53秒 ~ 平成27年5月28日 午前11時15分54秒		B証券	0	900	2,000	2,000
		C証券	0	4,800	0	0
		D証券	0	2,700	4,000	4,000
期間B 平成27年6月8日 午前9時51分8秒 ~ 平成27年6月8日 午前11時6分46秒		B証券	0	14,000	2,500	2,500
		C証券	0	14,700	0	0
		D証券	0	3,700	23,500	23,500
		合計	0	40,800	32,000	32,000

### 2. 昭和ホールディングス

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年5月28日 午前9時44分49秒 ~ 平成27年5月28日 午前10時19分28秒		B証券	0	55,000	48,600	48,600
		C証券	0	45,000	4,500	4,500
		D証券	0	74,200	72,200	72,200
		合計	0	174,200	125,300	125,300

### 3. ヤマノホールディングス

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年5月28日 午前10時42分38秒 ~ 平成27年5月28日 午前10時47分11秒		B証券	0	9,000	29,000	29,000
		D証券	0	0	2,700	2,700
		合計	0	9,000	31,700	31,700

### 4. フロードバンドタワー

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年6月1日 午前10時43分15秒 ~ 平成27年6月1日 午前11時21分25秒		B証券	0	9,900	0	0
		C証券	0	9,900	0	0
		D証券	0	0	16,300	16,300
		合計	0	19,800	16,300	16,300

### 5. オートウェブ

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年6月10日 午前9時32分6秒 ~ 平成27年6月10日 午前9時49分3秒		B証券	0	20,100	1,900	1,900
		C証券	0	19,800	0	0
		D証券	0	15,800	22,000	22,000
		合計	0	55,700	23,900	23,900

### 6. さいか屋

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年7月16日 午前9時7分15秒 ~ 平成27年7月16日 午前9時9分1秒		B証券	0	58,000	15,000	15,000

### 7. FRS

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年7月16日 午後0時40分28秒 ~ 平成27年7月16日 午後1時23分9秒		B証券	0	33,700	800	800
		C証券	0	9,900	0	0
		D証券	0	18,000	43,900	43,900
		合計	0	61,600	44,700	44,700

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第159条第2項第1号、第176条第2項

## 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. ウェッジホールディングス株式(期間A)の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(515円×5,700株+516円×300株)

－ (509円×800株+510円×1,000株+511円×200株+512円×2,600株  
+513円×200株+514円×900株+515円×100株+516円×100株  
+517円×100株)

= 19,700円

及び

イ. 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額19,700円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

2. ウェッジホールディングス株式(期間B)の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、26,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、26,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(26,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(513円×3,100株+515円×4,200株+516円×5,200株+517円×2,900株  
+518円×2,000株+519円×2,000株+520円×1,400株+524円×5,200株)

－ (510円×15,900株+514円×900株+515円×3,700株+516円×1,100株  
+517円×1,100株+518円×1,200株+519円×1,200株+520円×600株)

$$\begin{aligned} &+521 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ &= 136,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ. 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額136,500円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、130,000円となる。

### 3. 昭和ホールディングス株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、125,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、125,300株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(125,300株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} &(133 \text{ 円} \times 13,000 \text{ 株} + 134 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株} + 135 \text{ 円} \times 59,900 \text{ 株} + 136 \text{ 円} \times 48,300 \text{ 株}) \\ &- (133 \text{ 円} \times 67,000 \text{ 株} + 134 \text{ 円} \times 21,400 \text{ 株} + 135 \text{ 円} \times 21,300 \text{ 株} \\ &+ 136 \text{ 円} \times 11,800 \text{ 株} + 137 \text{ 円} \times 3,800 \text{ 株}) \\ &= 154,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ. 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額154,200円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、150,000円となる。

### 4. ヤマノホールディングス株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、31,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、31,700株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(31,700株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (92 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} + 93 \text{ 円} \times 13,700 \text{ 株} + 94 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株}) \\ & - (91 \text{ 円} \times 29,300 \text{ 株} + 92 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 93 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 94 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\ & = 59,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ. 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 59,500 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

#### 5. ブロードバンドタワー株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、16,300 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、16,300 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (16,300 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (386 \text{ 円} \times 6,300 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 389 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株}) \\ & - (383 \text{ 円} \times 16,000 \text{ 株} + 384 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 385 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 386 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 74,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ. 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 74,300 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、70,000 円となる。

#### 6. オートウェーブ株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、23,900 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、23,900 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (23,900 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額



$$\begin{aligned} & (180 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株} + 184 \text{ 円} \times 18,400 \text{ 株} + 185 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株}) \\ & - (179 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 180 \text{ 円} \times 16,300 \text{ 株} + 181 \text{ 円} \times 3,200 \text{ 株} + 182 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ & \quad + 183 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 184 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 186 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 187 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\ & = 64,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ. 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額64,200円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、60,000円となる。

#### 7. さいか屋株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、15,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、15,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(15,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (135 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株}) \\ & - (133 \text{ 円} \times 12,000 \text{ 株} + 134 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 135 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & = 26,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ. 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額26,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

#### 8. FRS株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、44,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、44,700株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(44,700株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による

当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (147 \text{ 円} \times 6,800 \text{ 株} + 148 \text{ 円} \times 10,900 \text{ 株} + 149 \text{ 円} \times 18,800 \text{ 株} + 150 \text{ 円} \times 8,200 \text{ 株}) \\ & - (144 \text{ 円} \times 36,500 \text{ 株} + 145 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 146 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 147 \text{ 円} \times 5,400 \text{ 株} \\ & \quad + 148 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 149 \text{ 円} \times 800 \text{ 株}) \\ & = 182,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ. 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 182,600 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記 (1) で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、180,000 円となる。

9. 上記、1. ないし 8. により算定した額の合計

$$10,000 \text{ 円} + 130,000 + 150,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} + 70,000 \text{ 円} + 60,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} + 180,000 \text{ 円} = 670,000 \text{ 円となる。}$$